

証券業務／時価情報

Sendai Bank

公共債引受額

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	730	720
合計	730	720

公共債ディーリング実績

1. 商品有価証券売買高

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
商品国債	186	124
商品地方債	124	26
商品政府保証債	—	—
合計	311	151

2. 商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
商品国債	0	0
商品地方債	1	1
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	2	1

公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
国債	489	63
地方債・政府保証債	284	327
合計	773	390
投資信託	1,742	2,178

有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成26年9月30日			平成27年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	0	1,230	1,234	4
	その他	7,000	7,839	839	5,000	5,761	761
	小計	7,100	7,939	839	6,230	6,996	766
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,830	1,814	△ 15	525	519	△ 5
	その他	5,000	4,656	△ 343	—	—	—
	小計	6,830	6,470	△ 359	525	519	△ 5
合計	13,930	14,410	480	6,755	7,515	760	

2. 子会社株式及び関連会社株式

[平成26年9月30日・平成27年9月30日] 該当ございません。

時価情報

Sendai Bank

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成26年9月30日			平成27年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,564	5,311	3,253	8,803	4,601	4,201
	債券	351,382	347,032	4,350	340,620	336,211	4,409
	国債	123,386	121,592	1,794	122,205	120,557	1,648
	地方債	73,518	72,346	1,171	75,472	74,336	1,136
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	154,477	153,093	1,383	142,942	141,317	1,625
	その他	13,136	12,296	840	17,519	16,994	525
小計	373,084	364,640	8,444	366,944	357,807	9,136	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	153	164	△ 10	—	—	—
	債券	14,556	14,576	△ 20	3,074	3,083	△ 9
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	4,430	4,445	△ 14	1,450	1,456	△ 5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,125	10,130	△ 5	1,623	1,626	△ 3
	その他	4,041	4,499	△ 457	23,377	25,768	△ 2,390
小計	18,750	19,239	△ 489	26,451	28,851	△ 2,399	
合計	391,834	383,879	7,954	393,395	386,658	6,736	

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成26年9月期及び平成27年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成26年9月期における減損処理額はございません。

平成27年9月期における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先…………… 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先……… 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先……… 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先…………… 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先…………… 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

〔平成26年9月期・平成27年9月期〕 該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔平成26年9月期・平成27年9月期〕 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成26年9月30日	平成27年9月30日
評価差額	7,954	6,736
その他有価証券	7,954	6,736
(+) 繰延税金資産 (又は(△) 繰延税金負債)	△ 2,154	△ 1,490
その他有価証券評価差額金	5,800	5,246